

清涼飲料水等自動販売機設置事業者公募要項

第1 内容

東松山市上下水道庁舎に清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を公募します。

各自販機ごとに最も高い「販売手数料（割合）」を提示した者と、5年間の「行政財産賃貸借契約」を締結します。

第2 応募資格要件

応募者は、次の要件を全て満たす法人とします。

- 1 自動販売機の設置業務において、2年以上継続して管理及び運営の実績を有している者であること
- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当しない者であること
- 3 次の申立てがなされていない者であること
 - ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て
- 4 次に該当しない者であること
 - ア 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第3 公募内容

1 設置施設

名称及び所在地

名 称	所 在 地
東松山市上下水道庁舎	東松山市山崎町21番

2 公募物件

別紙1「仕様書」のとおり

3 設置期間

令和7年10月1日～ 令和12年9月30日

4 費用負担

設置事業者には、次の費用を負担していただきます。

ア 販売手数料等

設置事業者が提案する販売手数料（割合）に実際の販売金額を掛け、その額に電気代を加算した費用

イ 設置費用

自販機の設置に係る全ての費用

ウ 原状回復費用

設置期間終了後の原状回復に係る費用

エ その他

運用にかかる全ての費用

第4 申込方法

1 応募期間及び提出方法

ア 応募期間 令和7年7月11日（金）～令和7年7月31日（木）

※郵送の場合は7月31日（木）必着

イ 受付時間 平日8時30分～ 17時15分

（ただし、12時00分～ 13時00分を除く）

ウ 提出方法 持参または郵送

エ 提出先 東松山市山崎町21番地 （東松山市上下水道庁舎）

東松山市建設部上下水道経営課

2 提出書類

下記書類をとりまとめのうえ、1部提出してください。

ア 応募申込書（様式1）

イ 設置機器のカタログ

ウ 自動販売機設置実績報告書（様式2）

エ 資格審査書類

（1） 誓約書（様式3）

（2） 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※発行後3か月以内のもの

（3） 印鑑証明書（法人）

※発行後3か月以内のもの

（4） 最新決算年度の事業報告書（写し可）

※同一法人が複数の物件に申込する場合、上記「ア」「イ」は物件ごとに提出いただきます。（上記「ウ」「エ」は法人ごとに1部の提出で構いません）

※応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、当該設置事業者の選定のみに利用します。また、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

第5 決定方法

- 1 提出された申込書類を基に、応募者の資格及び提案する機器の仕様について審査を行い、要件を満たしている応募者を対象として設置事業者の選定を行います。
- 2 応募者に、販売手数料（割合）を提案いただき、最も高い販売手数料（割合）を提案した応募者をその物件の設置事業者（1者）として決定します。なお、提案された販売手数料（割合）が同一額の場合には、くじ引きにより決定します。
- 3 選考結果については、設置事業者決定後速やかに、応募された全ての応募者に通知します。

なお、設置事業者が辞退し、又は決定を取り消された場合には、次順位の者を設置事業者とします。

第6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- 1 提出書類に虚偽の記載をした場合
- 2 第2に示した応募資格要件に該当しないことが確認された場合

第7 契約締結

設置事業者は東松山市上下水道事業と自販機設置に係る事前協議を行った上で、行政財産賃貸借契約（別紙3）を令和7年9月末日までに締結していただきます。

第8 運用管理

- 1 商品補充、品質管理、売上金回収、つり銭補充などの維持管理は設置事業者が行うこととします。
- 2 故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において対応することとします。

※自販機に故障時等のサポート連絡先（フリーダイヤル）を明記してください。

- 3 各自販機ごとに売上金及び利用者数の管理を行い、1カ月ごとの報告書を翌月20日までに提出していただきます（様式任意）。
- 4 契約の満了、解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して東松山市上下水道事業の確認を受けることとします。

第9 その他

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とします。

第10 質疑応答の方法

この公募要領の内容に関する質疑は、次により行うものとします。

- 1 提出書類
公募質問書（様式4）
- 2 受付期間

令和7年7月11日（金）8時30分 ～ 7月22日（火）17時15分

3 提出方法

電子メールへの添付とし、件名を次のとおりとしてください。

件名：「(企業名・提出日)自販機設置に関する質問」

また、開封確認メッセージ付きのメールとするなど、受取りが確認できるようにしてください。

4 提出先

東松山市 建設部 上下水道経営課

E-Mail JOGESUIDOKEIEIKA@city.higashimatsuyama.lg.jp

5 回答方法

受付した質問及び回答は、市ホームページに、7月25日（金）までに企業名等を伏せて掲載します。

第11 問合せ先

東松山市役所 建設部上下水道経営課 経営総務グループ 松崎

電 話 0493（22）1123

E-Mail JOGESUIDOKEIEIKA@city.higashimatsuyama.lg.jp